

議案第79号

緑地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

緑地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年守谷町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第2」を「法別表第2（る）項第1号及び第2号」に改め、
「1.5m」を「2.0m」に改める。

別表第2から別表第4までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月30日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
79号	1

提案理由（議案第79号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、緑地区計画の変更に合わせて、建築基準法第68条の2に基づき制定している本条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
79号	2

緑地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>別表第1（第3条～第6条関係） 【別記1 参照】</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>別表第1（第3条～第6条関係） 【別記2 参照】</p> <p>別表第2（別表第1関係） 【別記3 参照】</p> <p>別表第3（別表第2関係） 【別記4 参照】</p> <p>別表第4（別表第3関係） 【別記5 参照】</p>

議案	79号
頁数	3

【別記 1】

別表第 1（第 3 条～第 6 条関係）

緑地区計画区域

~~~~~		
(イ)	建築してはならない建築物	法別表第 2（る）項第 1 号及び第 2 号に掲げる建築物は建築してはならない。
~~~~~		
(オ)	かき又はさくの構造の制限	生垣又は 2.0m 以下の鉄柵，金網等で透視可能なフェンスとする。また，石積み及び基礎を構築する場合，その高さは設置する地上面から石積みにおいては 1 m，基礎においては 60 cm 以下とする。ただし，門柱及び法令等に定められた場合は，この限りでない。

79号	議案
4	页数

【別記 2】

別表第 1（第 3 条～第 6 条関係）

緑地区計画区域

~~~~~ ~~~~~ ~~~~~		
(イ)	建築してはならない建築物	別表第 2 _____ に掲げる建築物は建築してはならない。
~~~~~ ~~~~~ ~~~~~		
(オ)	かき又はさくの構造の制限	生垣又は 1.5m 以下の鉄柵，金網等で透視可能なフェンスとする。また，石積み及び基礎を構築する場合，その高さは設置する地上面から石積みにおいては 1m，基礎においては 60cm 以下とする。ただし，門柱及び法令等に定められた場合は，この限りでない。

79号	議案
5	頁数

【別記3】

別表第2 (別表第1関係)

1 次の各号に掲げる事業を営む工場

(1) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の火薬類(玩具煙火を除く。)の製造

(2) 塩素酸塩類, 過塩素酸塩類, 硝酸塩類, 黄燐, 赤燐, 硫化燐, 金属カリウム, 金属ナトリウム, マグネシウム, 過酸化水素水, 過酸化カリ, 過酸化ソーダ, 過酸化バリウム, 二硫化炭素, メタノール, アルコール, エーテル, アセトン, 酢酸エステル類, ニトロセルローズ, ベンゾール, トルオール, キシロール, ピクリン酸, ピクリン酸塩類, テレピン油又は石油類の製造

(3) マッチの製造

(4) セルロイドの製造

(5) ニトロセルローズ製品の製造

(6) ビスコース製品の製造

(7) 合成染料若しくはその中間物, 顔料又は塗料の製造(うるし又は水性塗料の製造を除く。)

(8) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造

(9) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造

(10) 木材を原料とする活性炭の製造(水蒸気法によるものを除く。)

(11) 石炭ガス類又はコークスの製造

(12) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製氷又は冷凍を目的とするものを除く。)

(13) 塩素, 臭素, ヨード, 硫黄, 塩化硫黄, 弗化水素酸, 塩酸, 硝酸, 硫酸, 燐酸, 苛性カリ苛性ソーダ, アンモニア水, 炭酸カリ, せんたくソーダ, ソーダ灰, さらし粉, 次硝酸蒼鉛, 亜硫酸塩類, チオ硫酸塩類, 砒素化合物, 鉛化合物, バリウム化合物, 銅化合物, 水銀化合物, シアン化合物, クロールズルホン酸, クロロホルム, 四塩化炭素, ホルマリン, ズルホナール, グリセリン, イヒチオールズルホン酸アンモン, 酢酸, 石炭酸, 安息香酸, タンニン酸, アセトアニリド, アスピリン又はグアヤコールの製造

(14) たんぱく質の加水分解による製品

79号	議案
6	頁数

(15) 油脂の採取，硬化又は加熱加工（化粧品製造を除く。）

(16) ファクチス又は合成樹脂の製造

(17) 肥料の製造

(18) 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造

(19) 製革，にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製

(20) アスファルトの精製

(21) アスファルト，コールタール，木タール，石油蒸溜（りゆう）産物又はその残りかすを原料とする製造

(22) セメント，石膏（こう），消石灰，生石灰又はカーバイドの製造

(23) 金属の溶融又は精練（容量の合計が50リットルを超えないつぼ若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）

(24) 電気用カーボンの製造又は黒鉛の粉砕

(25) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。），びょう打作業又は孔埋作業を伴うもの

(26) 鉄釘類又は鋼球の製造

(27) 伸線，伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワットを超える原動機を使用するもの

(28) 動力つち（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造

(29) 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造

2 別表第3に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし，地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類，第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供するもの

79号	議案
7	页数

【別記 4】

別表第 3 (別表第 2 関係)

危険物		数量	
(1)	火薬類 (玩具煙火を除く。)	火薬	20トン
		爆薬	10トン
		工業雷管, 電気雷管及び信号雷管	250万個
		銃用雷管	2,500万個
		実包及び空包	1,000万個
		信管及び火管	50万個
		導爆線	500キロメートル
		導火線	2,500キロメートル
		電気導火線	10万個
		信号炎管, 信号火箭及び煙火	2トン
		その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて, 火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。
		(2)	マッチ, セルロイド, 圧縮ガス, 液化ガス又は可燃性ガス
(3)	石油類	5A	

(4) (1) から (3) までに掲げる危険物以外のもの 2A

この表において、Aは、(2) に掲げるものについては別表第4中「常時貯蔵する場合」の欄に掲げる数量、(3) 及び(4) に掲げるものについては別表第4中「製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合」の欄に掲げる数量を表すものとする。

79号	議案
9	页数

【別記5】

別表第4（別表第3関係）

危険物品の種類		数量	
		常時貯蔵する場合	製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合
火薬類（玩具煙火を除く。）	火薬	20トン	10トン
	爆薬	20トン	5トン
	工業雷管及び電気雷管	300万個	50万個
	銃用雷管	1,000万個	500万個
	信号雷管	300万個	50万個
	実包	1,000万個	5万個
	空包	1,000万個	5万個
	信管及び火管	10万個	5万個
	導爆線	500キロメートル	500キロメートル
	導火線	2,500キロメートル	500キロメートル
	電気導火線	7万個	5万個
	信号炎管及び信号火箭	2トン	2トン

	煙火	2トン	2トン
	その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。	
	塩素酸塩類	0.5トン	0.5トン
	過塩素酸塩類	0.5トン	0.5トン
	硝酸塩類	100トン	10トン
	黄燐	0.2トン	0.2トン
	赤燐	5トン	0.5トン
	硫化燐	5トン	0.5トン
	金属カリウム	0.05トン	0.05トン
	金属ナトリウム	0.05トン	0.05トン
	マグネシウム	50トン	5トン
	過酸化水素水	0.5トン	0.5トン
	過酸化カリ	0.5トン	0.5トン
	過酸化ソーダ	0.5トン	0.5トン
	過酸化バリウム	0.5トン	0.5トン
	二硫化炭素	500リットル	500リットル

<u>メタノール</u>		<u>2,000リットル</u>	<u>2,000リットル</u>
<u>アルコール</u>		<u>2,000リットル</u>	<u>2,000リットル</u>
<u>エーテル</u>		<u>500リットル</u>	<u>500リットル</u>
<u>アセトン</u>		<u>1,000リットル</u>	<u>1,000リットル</u>
<u>酢酸エステル</u>		<u>2,000リットル</u>	<u>2,000リットル</u>
<u>ニトロセルローズ</u>		<u>0.1トン</u>	<u>0.1トン</u>
<u>ベンゾール</u>		<u>1,000リットル</u>	<u>1,000リットル</u>
<u>トルオール</u>		<u>1,000リットル</u>	<u>1,000リットル</u>
<u>キシロール</u>		<u>5,000リットル</u>	<u>5,000リットル</u>
<u>ピクリン酸</u>		<u>2トン</u>	<u>2トン</u>
<u>ピクリン酸塩類</u>		<u>2トン</u>	<u>2トン</u>
<u>テレピン油</u>		<u>5,000リットル</u>	<u>5,000リットル</u>
<u>石油類</u>	<u>第1石油類</u>	<u>1,000リットル</u>	<u>1,000リットル</u>
	<u>第2石油類</u>	<u>5,000リットル</u>	<u>5,000リットル</u>
	<u>第3石油類</u>	<u>20万リットル</u>	<u>2万リットル</u>
	<u>第4石油類</u>	<u>30万リットル</u>	<u>3万リットル</u>
<u>マッチ</u>		<u>300マッチトン</u>	<u>300マッチトン</u>

セルロイド	1.5トン	1.5トン
圧縮ガス	7,000立方メートル	20万立方メートル
液化ガス	70トン	2,000トン
可燃性ガス	700立方メートル	2万立方メートル
カーバイド	30トン	3トン
この表において、圧縮ガス及び可燃性ガスの容積の数値は、温度が零度で、かつ、気圧が水銀柱で760ミリメートルの状態に換算した数値とする。		